

■ 家庭問題情報センター（FPIC）とは

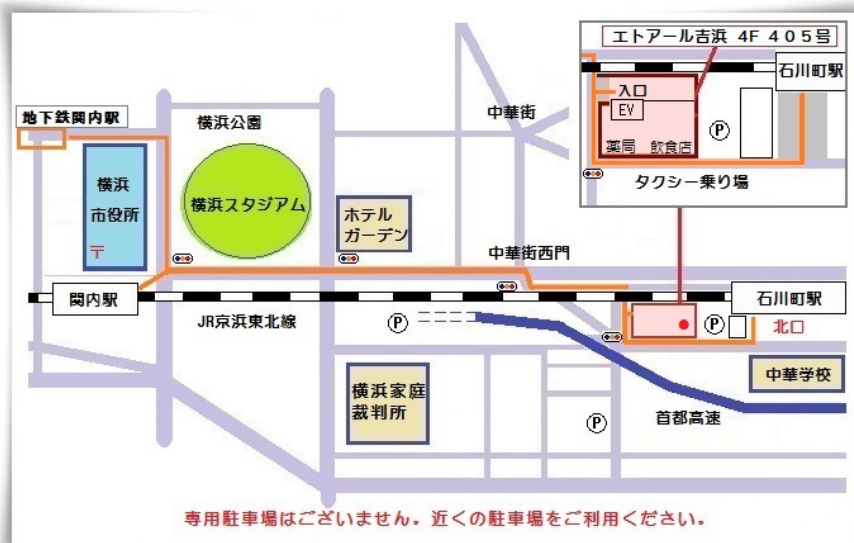
FPIC（えふびっく）は、家庭・家族紛争の調整などに長年たずさわってきた元家庭裁判所調査官が中心となって、平成5年に設立された民間団体です。さらに、家庭・家族問題に専門的な知識や豊富な実務経験を持つ会員が加わり、健全な家族関係の実現を支援するための活動を行っています。

FPICの後見事業は、判断能力が十分でない方や身寄りがなく将来に不安を感じている方のためにご相談に応じるほか、このパンフレットでご案内する活動を行っています。法人としてお引受けしますので、複数の担当者が責任を持って長期にわたる支援をいたします。

ご相談を希望される方は、まずお電話で予約してください。

■ 横浜ファミリー相談室へのアクセス

- JR「石川町駅北口」下車 改札口を右折 徒歩2分
- JR「関内駅南口」下車 横浜スタジアム前を経由して 徒歩10分
- 横浜市営地下鉄「関内駅」下車 横浜スタジアム前を経由して 徒歩15分



老後を安心して生きるために

後見制度利用のご案内

家庭問題情報センター（FPIC）は、判断能力の十分でない人や、その家族の福祉と利益を守るために、また、身寄りのない人が安心して暮らせるように、家庭・家族問題の専門家が親身になってお手伝いします。



公益社団法人 家庭問題情報センター
横浜ファミリー相談室

231-0024 横浜市中区吉浜町1番地9 エトアール吉浜405号
電話 045-226-3656 月～金(平日) 10:00～16:30
ホームページ <http://fpicyokohama.jp/index.html>

FPIC横浜

検索

成年後見制度とは

ご本人の判断能力が衰えているか、又は将来の衰えた場合に備えて、次のような成年後見制度を利用することができます。

法定後見制度

家庭裁判所は、親族等の申立てによりご本人の判断能力に応じて成年後見、保佐又は補助開始の審判を行い、それぞれ成年後見人、保佐人又は補助人を選任します。FPICは法人として成年後見人等を受任し、身上監護と財産管理を行います。

任意後見制度

ご本人の判断能力が衰えた場合に備えて、公証役場で作成する公正証書により任意後見契約を結んでおく制度です。

誰に後見人になってもらうか、どのような援助をしてもらうか、あらかじめご本人が任意後見受任者を決めておくことができます。FPICは法人として任意後見受任者をお引受けし、ご本人の判断能力が衰えた場合は任意後見監督人選任の申立てを行い、選任の審判があればFPICが任意後見人として職務を開始します。

- ★ 任意後見契約をしておきますと、将来が安心です。
- ★ ご本人のニーズにより FPIC と契約します。右ページの「見守り契約」なども併せてご利用ください。

未成年後見制度とは

未成年者の親権者が亡くなったり、面倒を見られなくなったりした場合には、親族等からの申立てにより、家庭裁判所が未成年後見人を選任します。FPICは法人として未成年後見人を受任し、未成年者の心情や生活状況に十分配慮し、未成年者に残された財産の管理を行います。

- 「任意後見契約」に併せて、次のような契約ができます
- 任意後見監督人の選任が必要となるまでの支援をします

見守り委任契約

FPICの担当者がご本人と面会、電話、メール等により定期的に連絡を取り、心身の状況をしっかりと見守ります。また、ご本人からの要請や担当者の判断により緊急に訪問もします。さらに、医療機関や行政機関等への付添や対応をします。

財産管理委任契約

ご本人の判断能力の衰えはないにもかかわらず、身体が不自由な状況となったとき、ご本人と協力して財産管理を行います。

医療費や公共料金等の支払いの代行、生活費を通帳からおろして定期的にお届けします。お預かりした財産の目録、預り証、会計帳簿や事務記録を作成し、定期的にご本人にご報告します。

亡くなられた後のこと（死後事務委任契約）

ご本人が亡くなられた後、関係者への連絡、公共料金・施設費や医療費等の精算、遺品整理及び行政機関等への届出事務等のお手伝いをします。



後見についての相談は予約制です。まずお電話ください。
受付電話 045-226-3656 月～金(平日) 10:00～16:30
相談は有料です 60分 5,000円